

(案)

滋環審第 号
平成24年 月 日

滋賀県知事 嘉田由紀子 様

滋賀県環境審議会 会長 森澤眞輔

滋賀県環境影響評価条例の改正について(答申)

平成24年6月6日付け滋環政第558号で諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

はじめに

大規模な開発事業等の実施前に、事業者自らがその環境影響について評価を行い、環境の保全に配慮する環境影響評価は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくための極めて重要な施策である。

滋賀県では、昭和56年に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」に基づく制度をスタートし、この取り組みを開始してきた。その後平成9年に環境影響評価法(以下「法」という。)が制定されたことから、県の制度と国の制度との整合性に留意し、行政運営の公正の確保と透明性の向上に向けて適切に対応するため、平成10年、「滋賀県環境影響評価条例」(以下「条例」という。)を制定し、法および条例に基づく環境影響評価手続の適用実績は着実に積み重ねられ、環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能が着実に果たされてきた。

法の施行後十年を経過したことから、国においては法の施行を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、平成21年より中央環境審議会において議論され、平成23年4月に法の一部改正が成立・公布された。

条例においても、法改正の趣旨に鑑み、また県の制度と国の制度との整合性に留意することが必要である。

以上のことから、条例改正の必要があると考えられる。

1 計画段階配慮書手続の新設

ア 配慮書手続の必要性

現在実施している環境影響評価は、滋賀県域の環境保全に着実に役割を果たしてきたところであるが、より早い段階から複数案を対象に比較評価を行う制度とすることで、一層、環境に配慮した事業の計画の策定を求めることが可能である。

そのため、滋賀県において、計画段階における配慮書手続の導入が必要と考えられる。

イ 対象とする事業

法では国が関与する大規模事業を、条例では小規模事業等を環境影響評価の対象としているが、滋賀県域の環境をより一層、保全していくため、条例の対象事業を全て対象として計画段階において配慮書を作成することを義務化することが必要と考えられる。

また、法においては、第2種事業について、配慮書手続が事業者の任意とされている。条例では、第2種事業より小さな規模の事業についても配慮書手続を課すこととすることから、配慮書手続を行わない法の第2種事業についても、条例により配慮書手続を課すことが適当である。

ウ 複数案の検討

事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるためには、可能な限り早期の段階において、環境の保全の見地からの検討を加え、事業に反映していくことが望ましい。配慮書手続の目的は、事業実施による重大な環境影響の回避・低減である。そのため、まず、位置・規模に係る複数案を検討すること、次に、配置・構造に係る複数案の検討をすることが必要と考えられる。

なお、計画によっては複数案が設定できない場合があることが想定される。事業者が最初から複数案を設定できない場合に、配慮書手続の意味が失われないよう、複数案を設定できない理由を明らかにすることを規定するなど、制度的に担保を講じておくことが必要と考えられる。

エ 調査の手法

自然環境の調査においては特に現地調査の重要性が指摘されているところであるが、配慮書手続では、現地調査を義務づけるなど事業者に過度の負担を求めることは適切とは言えない。

~~事業計画の熟度の低い配慮書手続では、できるだけ既存資料による調査とすることで、事業者が非常に環境影響に配慮しやすい制度となると考えられる。~~

そのため、調査は、原則として既存の資料により行うものとし、重大な環境影響を把握する上で必要な情報が既存資料で得られない場合は、専門家等の知見の収集を行い、それらによっても情報が得られない場合には現地調査等を行うこととすることが、適当である。

2 実施計画書の名称

法の「方法書」に相当する図書を条例では「実施計画書」という名称としていたが、法と全く同じ内容のものであれば同じ名称とするほうが、環境影響評価を実施する者にとっては分かりやすいと考えられる。

滋賀県では、法に先駆け昭和56年に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」を制定し環境影響評価制度をスタートさせてきており、「実施通知書」という手続を規定していた。平成9年の法制定を受けた条例制定時には「実施」の表現が県民や事業者に定着していたこと、法の「方法書」の記載事項に加えて事業場所の選択、レイアウトの設定その他環境の見地から行われた考慮の内容等の記載を求めていたことから、「方法書」とはせず「実施計画書」の名称を用いた。条例施行後15年を経過し、今回の条例改正により記載事項が法の「方法書」と同様となることから、これを期に、法と名称を合わせて「方法書」とすることが適当である。

3 方法書における要約書の作成および説明会の開催

方法書については、その大部化および内容の高度化が進んでいることから内容をわかりやすく周知することが必要である。方法書への理解を一般に深めていただくため、要約書の作成や説明会の開催を義務づけることが適当である。

4 環境影響評価図書のインターネット等による公表

現状では、住民が環境影響評価図書を見ようとした場合、実際に縦覧している県や市の事務所等に出向く必要があり、また、図書が非常に分厚いため見にくいこともあり、誰もが見ることができるよう電子縦覧を導入することが必要と考えられる。

そのため、準備書等の環境影響評価図書について、インターネットの利用等の方法により公表することを義務づけることが適当である。

5 事後調査

条例では、環境影響評価書に事後調査実施計画を記載した場合に、事後調査の実施や事後調査実施報告書の公告・縦覧、知事が事業者等に対し環境保全のために必要な措置を講ずるよう求めること等について制度化しており、この制度のない法対象事業についても準用していた。

今回の法改正により、事後調査と内容を同じくする環境保全措置が位置づけられ、法対象事業については、環境保全措置等の実施状況についての公表等が新たに義務づけられることとされたが、知事の関与する機会は設定されなかった。

そのため、事後調査の実施等に関し、法対象事業についても、これまでと同様に知事の関与を維持することが適当である。

おわりに

環境影響評価制度は、事業者自らが適正に環境保全上の配慮を行うように設けられた制度であるため、改正にあたっては、施行までに事業者への十分な周知期間の確保および調査手法等に関する制度の確立に努めることが必要である。

以上を踏まえ、環境影響評価条例等の諸規定の整備を進められ、環境影響評価制度の一層の推進に努められたい。